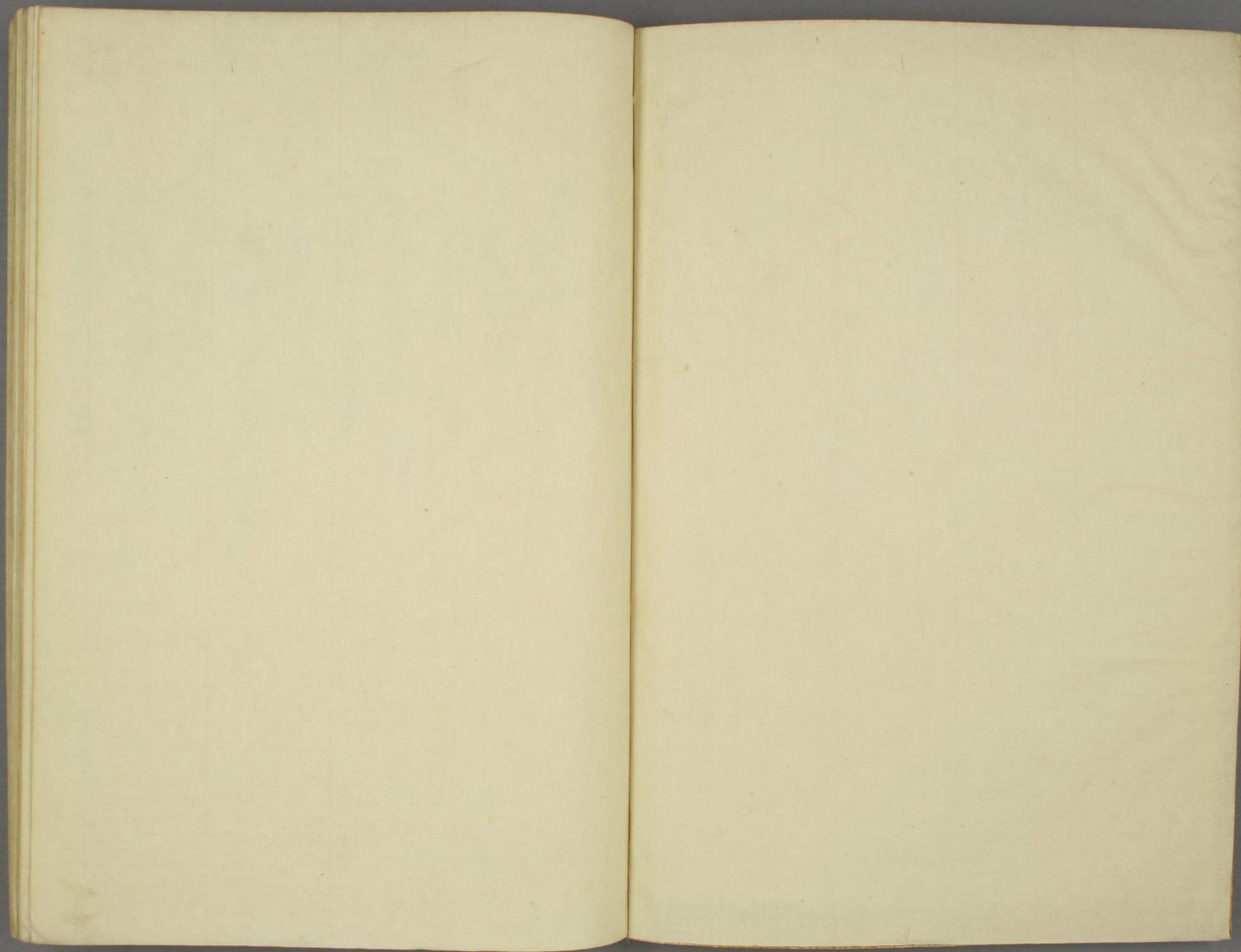


平家物語考證 六

U 5
814
6





門 95
號 814
卷 6



平家物語考証目録卷六

ホ一 新院御侍の子

ホ二 ころえふれ事

ホ三 ああいのまゝ一乃事

ホ四 小からカ事

ホ五 女つゝ一ふ事

ホ六 飛押 ころらいの子

ホ七 入道逝去

ホ八 経の源事

ホ九 慈心坊事

カセキニシテ人女清志事
カハクノキヨクカ川セノ事
竹志ハレノ事
ヨクノ河原合戦ノ事

平家物語考證卷之六

松堂閑人四醉生

洛陽後學源道格 編

羽林中郎將藤原定俊 補

新院崩御ノ事

治承五年正月一日此日内裏より東風乃しやうくむ於此
災小よつて乾物もあつて

朝拜當作小朝拜朝拜者寛弘以後既絶矣
百練抄云養和元年正月十日無小朝拜所
々并禮節會無出御止舞樂國柶奏依南都
次事也今日武官公卿或帶弓箭或垂嬰帶

饒大司

補是、時大極殿燒失ノイマク造ラスソノ
ウヘ蕃客ノ朝貢ニ絶テタク諸国ノ朝集ニ
式、如クナラス寛弘以後朝拜ノ行ハレザ
ルハ是、故ナリ

ふろくどそうせり

補元日宴會三献立樂年中行支抄二万
歳樂地久賀殿長保樂ヲ出セリ

古神代ノ事ニ由リ

補公事根源云一献ニ國柘弓笛を奏是
ハ吉野乃玉柘人の事ニ由リ日本純應神

天皇ノ下ニ詳ナリ按ニ長原保延ノ比亦ニ國柘人
ハ參シ氏歌笛ハ形ノ如クナリト今ハ一向ニ断絶
シラ只伶官一人南階ニ近ツイラ双調ノ音取ヲ奏
ス國柘代ト云國柘ノ里ハ吉野ノ近邊ニ厚紙ヲ
出ス所ナリ

古神代ノ事ニ由リ

補藤氏ノ公卿不恭ノ事明月記玉葉ニ所見ナリ中
右記ヲ按スルニ氏寺有事トキハ廢朝ニ在スヘキ
説アリ

古神代ノ事ニ由リ

補年中行事ヲ按スルニ正月三日ナリ蔵人頭以下

皇盤ニツイテ勸益マリ朗詠今様ヲ謡フコトアリ
曰代乃帝王之ハ子也孫也

二條院高倉院者皇子也六條院安德天皇者
皇孫也

愚按保元以來法皇信佞人用姦邪平治大
亂不待言論而著矣白山之訢成親之謫皆
法皇自招而已縱雖有伊霍之臣烏羽之閑
居何免之持不可尤清盛者乎

もんうれせいむ

補書、皋陶謨云一日二日萬幾

同しき五日の日動静の係細解官せしむる公清を停止し不

職をあらわす

百練抄云養和元年正月四日東大興福西寺
門徒僧綱已下可解御見任没収所領之由宣
下○又云同八日八省御齊會以下南京僧被
止公請仍以迄曆寺僧可為講師哉又御齊會
可延引款之由被問人々以成實論重令勤講

師

あさいゑ

補延喜玄蕃式云凡每年起正月八日迄
十四日於大極殿設齋講說金光明最勝王
經

成法已

補百諫抄云成實二作儿御齋會藥師會
ノ最勝會興福寺維摩三會ノ講師ヲ經
タル僧ヲ已講ト云

花林院此僧正也

補永圓内舍人良門裔大藏大補永相子

云々後よか後トレハ部云

此歌見金葉集人其称初音僧正則可謂有名
誉然此歌風體不好矣学二條家流者如此歌
惡觸干耳乎○俗呼臭香稱聽香故近世好事

之其奇香新異稱聽杜鵑之初声集

上皇六叶ノ一法皇此名羽後也
所ノ此地高倉の字也
如之下此大事也
もまうけえ給ひ

上皇自去年有温疾事見干或秘記 道可註

同日十四日六波羅院後より新院つゝる

百練抄云養和元年正月十四日太上天皇崩干

六波羅頼盛亭 御年廿一 奉葬清閑寺
号高倉院

補百練抄コレニ同ニ定俊按ニ上皇ノ徳ヲ讚美
スルコト物語ノ文遇度ニアラヌ後三條院

以後不世出ノ主也玉葉山槐託等ニ於テ見
フヘシ上法皇ヲ以テ父トシテ下清盛ヲ以テ
臣トス上皇ソノ問ニ處テ心カヲ勞スルコ
ト許多ナラニ惜哉重盛早ク卒メ良輔ヲ
失ス上皇英志アリトイヘトモ孤リ如何ト
モスヘカラス以テ光ヲ戮シ僧徒ヲ罪ス一ニ
上皇ノ英断ニ決ス這般ノ事何ノ心ニ歎
トノ病ヲ成シヤ上皇崩殂ノ軍國ノ事マ
ク為スベカラス悲哉

三岐六通云々

補法教等ノ書ニ詳ナリ

ルンチヨ川ゆんぎ

補仙道ヲ修シ及ヒ役小角等ノ類ヲ指ルヘシ

せいじん

補拾遺抄佐伯公行建立

てんぎん

補録スル所、和歌新古今ニ載タリ

又あゝ女

補新續古今哀傷都宮倉院くれば落はねとり

七年比ひみりまをける事れとあらわひ出て建礼つ院

あ京たま

くらよら此事

小北らんよ

補朔平門ヲ北ノ陣ト云フ高倉院在位ノ初ノ
大内ニ御ス依ラ北ノ陣ニ假山ヨ命セルナル
ヘシ櫛蝦手ハニ物ニメ皆ヨク紅葉スルモノニ
後中北と北のよつこ

掃部目布後洒掃をばりつと海是城取ものよつこといふ源云
忠於臣奇小後中北のよつこはあつたはまをかり然よめ

補殿モリハ主殿司ナリトモノミヤツコハ延喜式
伴部ニ作ル主殿ニ在テハ殿部トモヒ掃部ニ在テ
ハ掃部ト云テ主水ニ在テハ水部ト云フ伴ノ御
奴ト云ベキナリ官ノ奴婢ヲ駈使スルナリ

あつたよめよめ

補延喜主殿式云毎日早朝頭率僚下掃治
御前及宮掖所々々

縫殿の陣

在朔平門

補北陣ニ同ニ縫殿寮ニ近シ故ニ或ハ縫殿陣ト云
ふきやれ人

補六位ナリ職原抄ニ奉行禁中細々公事スト云
モノナリ

林了ス所をあつたよめ

樂天題仙遊寺詩

水方遠

詳見清明篋篋

雞人曉也とあるは明は此種なりをいふなり

都良香漏利詩雞人曉唱聲驚明王之眠息鐘夜
鳴響徹晴天之聽○王維詩絳績雞人送曉籌王
洙曰雞人宮中司曉者曉籌曉漏也東坡云余來黃
聞人歌如雞唱與朝堂中所聞雞人傳漏微相似
多んこれせい代り

補後古事談云延喜傳門もくもくさるる夜馬衣を
て教侍後もなけいしつ後をさるる

上日此也

瀧口之上日也藏人所置於武勇之士謂之瀧口士即
屬藏人所○禁秘御抄云瀧口負世人無有官大畧
同所衆但有地不昇殿公役餘同但御船公役必瀧
口也著布衣且暮候砌九條關白殊制申但非難故
遠所勅使等公役隨仰奉仕無定様又哉草木様雜
役皆例也無官或内舍人將曹志進等補之院宮親
王公卿侍臣等皆奉申頭下知藏人々々仰出納召
付若有試藏人一人於左近能場試能射例也天德
四年七人召加之又於弓場試時公卿侍臣等試之
此等古例也凡學生試猶弓場試也

其の在者民の竟の心乃するを形越りてんすとす有る皆すを

をん

補説苑曰禹見罪人下車門而泣之左右曰夫罪人不順道故然。君王何痛之至此也禹曰堯舜之民皆以堯舜之心為心今吾為君百姓皆以其心為是以痛之

かま

朝享當作市

葵のまへに奉

よ

ハ奴子

そのうんぬいやくふん

補真書ノ物語謡詠ニ作ル全文ハ未考杜子美兵車行ニ信知生男悪及是生女好生女猶得嫁北鄰生男埋没随百草云々

あふ

補平兼盛カ所詠拾遺集戀ノ部ニ出タリ

君一日れおんのをめよまう百年乃ち城あやまの

樂天銀瓶引

むう唐の太宗云々

補通鑑綱目云帝聘鄭仁基女為充萃丹使將發魏徵聞其嘗許嫁士人陸爽遂上表諫云々

こころに事

こころ

補重範左兵衛督タリ因テ小督ト称スル
カ重範ノ季女ナリ

及ヒ女ノトハ様所の中納言有教マのむまめ

治承四年四月十二日山槐記云今日初齋院禊

東河入御紫野院四年四歳新院第一御女内親

督殿即新院女房也生此官之後不参去年冬為

且生年廿三有子細致不知具由前治部光

隆奉養之中御門南京極西前中宮權大進堂

類宅為下定所去年三月廿六日燒亡仍遷御冷

永室町西九少將有妹室其後御左

近府今日禊東河云々入本院給也其妻女五

補隆房藤原魚名裔大納言隆季ノ子
をん正北太い何仲必

補藏原抄彈正大弼相當從四位下禁秘

御抄云高倉院御時仲國夙夜奉公着夜

冠云々山槐記云源仲國

かゝり戸

補按ニ明月記云小門折戸云々片折

戸アリ西折戸アリト云二門扉ニ

アラスノ引立夕ル戸ナリヘ之民

舎早狭ノ戸ナリ

此書あなをいふ事

補禁秘御抄云料紙女房許多薄様
了らるる

補左右馬寮云延喜式云八月附
牧監等貢上云々

此歌不見于二十一代集

補盛衰記在原業平ノ歌トスノ山
里ニ作ル歌苑抄云々

悲しきけの木の夕音 基俊

新迹堂

造営之始末考得

永延元年八月十八日小右記云法橋上人住
奄然申請云以愛太子山号五臺山大清涼
寺建立一伽藍置白旗檀欵迦尊像云々

法橋寺

補拾苴抄云虚空蔵大并川西廣隆寺末
又縁起云梅ルニ元ハ木上山桂井寺ト
云後道昌僧都改メテ智福山法輪寺ト
スト云々

りよ心

補本朝文粹菟裘賦云龜緒之巖隈
猶如 龜緒使
龜山也
龜緒云々

高史志

可乎一説云小室蓮

補或相府蓮二作ル王儉力故事二依ルト云々

拾菽抄云平調

〜ヨリヤ〜

狗朝葛曰横笛和訓ヤウヲウヤフテト書ヘシ

女房此家来一ヨリヨリ〜

古者有賜使者之礼也御入内等賜使者之儀乃如此書所言也只在嵯峨民屋而行礼者不合事情恐虛談矣今聊註賜御書使之儀待中群要云蒙御書之後斬是置日記

積上以扇敷下若殿上無人令主殿司守於直廬

理須髮整衣服可取御書退出陣中之間令持小

舍人小舍人令前行至門乘車若無自車乘在門

主又路間以御書指參其所於中門以自取御書

參上本家儲座石之勅使進就以膝可懸茵

獻入御書頃元頂之女房自簾中出益看物可然童女

出來行酒銚子提給後給御返支授右官祿者

余無隨御返參御返器陳中之間御返事令持

小舍人立後祿物令持從者在後於昇殿之所自

取御返支以祿懸祿參上祿置使所若參畫脚

子迎參朝干飯方者置也祿獻御返吉了退去而

馬障子過令通見自大盤所

已此儀初度御書若年首夏也當時無酒
祿等但陳中御書自持從殿々之上往反
有祿者即以自持不具小舍人凡御書使
路頭雖逢大臣不可車云々而今樣令隱御
書猶下云々

馬部馬寮之屬官也

補延喜式頁名入色之者補之云々

吉上也

吉上也庶人之奴隸謂之吉上

補禁秘御抄云馬部吉上諸訛ヲ按ニ陳

ノ吉上トアルトキハ陳ニ屬スルノ賤者ナルベシ

女房此志也云々或云障子小らちりて

巴祢馬障子或謂馬形障子以其畫馬而名正以

水狹立之乃追伊太天障子也而又非俗所用之追

伊太天者見禁掖抄○使者以所賜之衣懸障子者

見侍中群要註上

南翔北嚮難付寒温於秋鴈是乃後江相公代

九條右丞相唇哭越王之書

天子來まは比翼の多地又あゝ連理の枝と成らん

樂天長恨歌

かひにこれいひておのれを後子よとせられざるものなり
りなきをれ

後江相公喪息澄明而四十九日願文云悲之又
悲莫悲於老後子恨而更恨莫恨於少先親雖知
老少之不定猶迷先後之 違云々

一系妙典

法華經也

アヤウあん

補尚書曰王宅憂亮陰註云陰默也居憂信默
三年不言疏云禮記作諒闇鄭玄以為山廬
論語作闇陰孔氏曰諒信也陰默也

めくろの事

ひめ君此生年十八

補玉葉云或人云禪門女參法皇之間有

種々事ホ云々

本名の次郎義仲

系圖云号水曾冠者昇殿征夷大將軍左馬
頭伊予守正五下元曆元正廿一於栗津被
討了

帯刀先生

六條判官為義子系圖云号帯刀先生近衛
院坊中母六條太夫重俊女久壽二八十六

於武藏國大藏館合戰為惡源太義平被討畢

補東官帶刀ノ長ヲ云系圖云近衛院坊中帶刀長久壽二年八月十六日於武藏國大藏館合戰為惡源太義平被討畢

本居六中三子と

補水曾續日本純岐獲ニ作ル元明天皇和銅六年ニ始テ岐獲路ヲ通ス兼遠ニ義仲カ乳母ノ夫ナリ中原氏ノ故ニ中三ト稱ス

田村

補刑部卿坂上菊田鷹ノ子ナリ

利仁

補藤原氏魚名ノ裔民部卿時長ノ子ナリ

よこ物軍

補鎮守府將軍平維茂号余五將軍今昔物語云丹波守平貞盛ト云ケル兵ノ弟ニ武藏権守重成ト云カ子上總守兼忠カ太郎也其子曾祖伯父實盛カ甥并ニ甥カ子ナリ皆取集メテ美良子ニシケルニ此ノ維茂ハ甥ナリニ亦中ニ年若

知光

カリケレハ十五郎ニ立テ養子ニシケレハ字ヲ餘五君トハ云ケルト云々

補系圖致頼ニ作ル上総ノ平良兼孫号平太夫

を忘る

補藤原保昌ハ武智磨裔右京太夫致忠ノ子

光光

補源満仲ノ子

義家

補源頼義子系圖云父頼義朝臣恭詣八幡宗廟於社壇賜三寸靈劔之由蒙感夢之告且晨於其枕牀得一柄小劔云妻室懷胎即令出生男子畢今義家朝臣是也仍七歳春於祖神社壇依加首服号八幡太郎

かきけりよ

補盛衰記云義賢ハ武藏国多胡郡ノ住人秩父次郎大夫重澄カ養子也云々按ニ多胡郡ハ上野国ナリ武藏国ニアラズ

ひさやく考うらひの事

よき将軍

平正盛十五男 維元 義茂号 餘五將軍見今昔物

語道可考

城の考ふ

補平助永ハ維茂ノ後城九郎助国ノ子又

城四郎長茂初名ハ助茂

同ノ考セテ相大匠心家ノ子ト云フ

勅略マク記佐藤イセノ源

百練抄云治康五年二月六日神社佛寺諸家

及五幾七道諸國頭不動明王像寫尊膝院羅

尼可供養之由宣下

そんせう考ふに

補義記料註等考べし

同ノ考テテノ考ト法師カノ一節ハ入ッテ大段をのこす

百練抄云同九日逆徒義基法師首并生虜等

延尉詩取向獄門

アヤラあんふそく首を

補百練抄云天仁元年正月廿九日但馬

守止盛隨多源義親并良從四人首參洛

云々任康平負任之例被行之

同ノ考ニテ流好ノ流御ノ考

同十五日或秘託云傳聞鎮西謀及之輩
逐日真盛燒拂太宰府了云々
うさ此大司司

補延喜神祇式云九八幡神宮司以大神
宇佐二氏補之云々

法西

補按ニ續日本記天平十五年置鎮西府
同十七年復太宰府云々海面ノ諸州ヲ鎮
西ト称スルコト是ニ始シガ唐憲宗元
和元年ノ告勅ニ高階真人遠成ヲ鎮西
府ノ大監ト称ス然レハ天平十七年以

後太宰府ト称スルハ本名ニシテ鎮西ト
称スルハ諸官ノ唐名ヲ假リ用フル類
ナルヘシ

あさよ阿いさき

補按ニ淺ムルトハ事ノアサクシキヲ
云ナリ行先ノ憑ケナキ事ヲ云ナルヘシ

河野

補越智氏ナリ

乃家乃は

補按ニ備前ニ上道郡アリ備中ニ下道
郡アリ然ハ備前備中ノ境ヲ云カ

紀のふれ住人熊鷹の公南湛増ハ卒承重忠の少礼し
々々ありふりて深氏は同公のうへへし

湛増之事見治承四年九月以後往々或

秘記 註第 四卷

入及逝去此事

同き此の院の後上は依ふてせんきり

百練抄云同二月六日於法皇御所議定

開東及逆事左大臣以下入先遣院宣

可被尋子細之由定申之

入及出遠例のふちとてしつゝあひぬ明かた八の字を
えしけりてとて京中へ波流ひしめきあはるる

百練抄云同二月四日入道太政大臣清盛公法

海 静 薨 十六天 下走騷日來有所収身勢如

火世以為燒東大真福之現報八日葬礼寄

車之間東方有今様乱舞聲世人許聲以人今見

之聞寂勝光院中云々○同四日或秘記云入

夜傳聞禪門薨去云々但冥否難知可尋聞也

○五日記云禪門薨去一定也云云大史史隆

職末召前問雜支語云今日恭陣屋少并行

隆密語也去夜法皇宮武士群集之由有風

問人以為法皇子前幕下有変異之心誠是

天下衰亡之至也云々昨日朝禪門以田冥法

眼滅國家之盤賜奏法皇云愚僧早世
之後天下之賊也仰付宗盛了每支仰合可被
計行也云々者勅答不詳爰禪門有含怨
之色百行隆仰云天下支偏前幕下之
寂也不可有異論云々非常東國之冠又
有中夏之乱云々小時退下

前の右大將宗盛此の云々

補百練抄右大將宗盛卿可為五畿
内并伊賀伊勢近江丹波等國惣管
之由被宣下天平之例云々

千手井

補千手井又云獨服水此水ヲ山王院
千手觀音、關伽トテ故ニ千手水ト名ク

由く法苑そうつらく

補東大寺ノ僧十リ元亨釋書ニ詳ニ

當く心をく事としハ云々

補按ニ清盛死ニ臨テ猶懇ニ征討
ヲ託ス輪廻昇沉ノ事ハ聊カ屑ト
セス其ノ豪勇ナル事見ツヘシ

あつち死

補アツ千死カ煩悶扇動ノ形状

云々ナルヘシ

四子北山

補十王經 死天山 = 作ル

三河世川

補十王經 = 出夕リ 葬頭河所渡有

三一山水瀨 = 江深淵 三有橋渡云々

くわいせん

補孟子 下飲黃泉

中ノ

補中 有ノ相阿含經 = 見夕リ

經の清浄事

さうそい北夜云々

補百練抄云 六日今夜故入道大相

國八條坊門 第奏上

又六つ此書は阿つて人あるハニ三十人分りて云々

やあなるる多き水と云ふ初を云ひて云々

やう急しきり

百練抄可考見上

まじいせん

補按 = 懺法 = 数種アリ是ノ云所ハ

法華懺法ナルニ例時トハ日々朝

々ノ奠 = 懺法ヲ唱ルルヲ例時ト云

日吉北社へ参りぬは此南家化家なる者くぐりて

橋本氏の春乃山系諸君

補撰政卜録尚書トテ併セ祿スルニ
入

補字治入ヲ云明月記云治承四年
三月五日関白始入宇治給云々過門
前給殿上人十余人

徑の御使に上下付来此の爲の事といふをりありありの事
うやむやなり

治承四年三月五日山槐記云日向國
弁浜使右官掌職直日輪日泊石棕造
築役事賜使路諸國官符到来可出諸

文之由仰、為後代彼案文并請文
案石取續曆

太政官府

應下知管内諸國雜物運上船稅
取水手下向時人別三箇日勤仕
摂津国大輪泊石棕造築役事
右得入道前大政大臣家今日解
狀併謹檢案内輪日崎者上下諸
人經遇無絶公私諸船往還有数
而東南之大風常扇朝暮之送浪
難凌是則無泊之所致也爰近年

古振州平野之曠池為遁世退老
之幽居依其境之相近聞此崎之
為要方今仕教代之聖座飽殊私
之朝恩遂登相國之官更入菩提
之道寤寐所思者四海之靜謐造
以所求者万国之歡欣是以老為
救諸國之歎一為除諸之怖殊屬
私力雖築新嶋波勢常峻石掠不
全身非疑國力之功力者爭得致
連々之管築平伏尋曰記粗訪故
事延喜聖代下論旨仰山陽南海

之西道修輪田船瀬之舊泊聖代
之改充是因准然則下知幾内河
内和泉振津并山陽南海南道諸
國不分庄公不論權勢令致不日
之勤規禦逆風之難其人夫者田
一町別畠二町別谷宛一人可被
雇可被雇子於其時節者各可依
申請但幡磨造小安殿侷前造大
極殿也以營大功不可准他國宜
除苗支配庄園至干東西海西道
國々者當國大小雜物運上之時

其似槌取水手下向之次擬任先例役
經三日望請官載被下宜下於作國々
任延喜例被修築彼石掠者海行路之
怖畏不聞友物私財之損失永絕者右
大臣宜奉勅依請者府宜承知依宣侍
之符到奉行正五位下行九少弁藤原
朝臣修理九官判官正五位下

治承四年二月廿日

日向國誰掌調成安解申請 宮符事

壹紙被載廳下知管内諸國雜物運上

勸堤津國大輪田右去二月廿日下太

宰府之大政官符今日到來 備得入
道前太政大臣家解狀備輪田崎者
上下諸人經過無絕 公私諸般往還
有數而東南之大風常扇朝暮之逆
浪難凌是則無泊之所致也 聖請
官裁被下 宣旨於 件國々任延喜
例被修築被石掠者 海路被行之怖
畏不聞官物私財之損失永絕者右
大臣宜奉勅依請者 仍所請如得謹
解

治承四年三月五日

誰掌調成安

慈心坊の事

按此段為承安二年之事則當平家繁榮之始也平相國甚信佛仍此僧構虛誕以徼媚者予蓋清盛者有功而寡惡良源者有惡而無喜自良源僧正而後山徒世事傲暴而不知施自他之利益矣清盛公有平治安社稷之功而又和由崎之築造為得便季若果清盛為良源之蘇生則如頼友奸邪者又為何化身乎清盛公之得失於大統純年詳論之

慈惠僧正

補延曆寺座主良源十リ官大僧正一至ル慈惠ト謚元亨釋書ニ傳ヲ載タリ

其人

補關魔羅名義集此云静息

二人の志

補從僧ノ持物ハ三衣笠香炉管十リ蓋ヲ捧スルコト今猶ヲ尊貴ノ僧ノ威儀トス十人ノ化僧トハ是モ同ク十大弟子ト稱ス

僧中、行粧ニ列ス供養部類等考
ベシ

ふくまふくま

補藥王勇施ニ菩薩多聞持国十羅
刹等皆法華經ニ出タリ

それほ

補三世ノ諸佛トハ過現未ノ諸佛
ヲ云出世ノ本懐トハ方便品云如
我昔所願今者已満足云衆生成佛
ノ直道トハ天台大師畧法華ノ偈
云衆生皆也成佛道云々一念信解ハ信解品

ウサヌ玉重展轉ハ隨喜印徳品ヲサ
スナリ

とそ川の内院

補彌勒上生經ヲ考ベシ

かの寺

補提婆達多名義集此云天執法華經
提婆品考ヘシ

さむん女

此段可考

さむん女

補續世継云賀茂社司重助女又東鑑
云鳥羽院御寵祇園女御源仲宗妻云々

ちうくわくあり

補蓮華寺ヲ云カ盛衰託祇園ノ事ト云
おてれとつち

補古ヨリ打出ノ小槌ヲ大黒ノ持物
トス然トモ大黒経ニ小槌ノ事見ヘ
ス一説ニ大黒ヲ大巴貴命ナリト云
トキハ鳴鐘ヲ符會セルモノカ今山
崎ノ寶寺ニ打出ノ小槌ト称スル物
アリ打出ト小槌トヲ分テニ物トス
節分ト云狂言ノ謡ニ蓬来ノ嶋ナリ
鬼ノ持タル寶ニハ隱世隱世ト出ノ

小槌トアルトキハ古ヨリ 鬼ノ持物
タル説アルナリベシ

せうし法師

掌佛前之燈萃者也

補兼仕法師蹇野嘶餘云御持佛堂
ノ事ヲ司ナリ莊嚴ヲ仕御具ヲ取
沙汰スルナリ妻帯出家隨意云々

いとがさくら

補絲鹿山純伊ノ名所ナリ夫木集
書柳北いとがさくら乃極花みゆと此外ニ録をたると

十二のとりけんあて

補真書ノ物語ニ元服シテノ字ナ
之公御補任大治四年正月左兵衛
佐長承四年八月從四位下父忠盛
擢進海賊賞左兵衛佐如元十八云々
天智天皇ノ御時ニ母后ヲ大藏冠子孫ト

此事決虚談

補今昔物語云后ヲ讓リ給フ其ノ
后本ヨリ懷妊シテ大臣ノ家ニメ
産ル所謂ル多峯ノ定惠和高ト申
ス此レナリ云々

多峯の事本紀定惠和尙

鎌足公子母車持国子君之女志古娘
即不比等同母弟也

今昔物語ノ事

同昔昔此日多峯の大納言邦つゝを心よりせむひぬ今昔物語と
さしちちらぬる花をいへり又病付て同一月に終
ぬひくらりて終りしとある也

治承五年閏二月廿三日或秘記云申剋
人告云邦細郷入道已入滅畢者即遣役
中之棟範書云此未剋許一定了臨終神
妙悦思不少以思告上人為善知藏云件
上人出家戒師也邦細郷有錐出自早賤

其心得廣大也天下諸人不論貴賤以其經營偏為身之大事因茲眾人莫不惜但平禪門滅亡藤氏頗亦其意故有蒙神罰之疑故可忍云々

補公佛補任云閏二月三日依所身出家同廿三日薨云々

同廿五日或秘記云此日法皇渡御法
及(亦幸有)云々云々云々云々云々云々云々

任寺御所公卿侍臣供奉云々患按今度御幸不可被整威儀只整々可有還御

也如此豈無申行之人歟後聞公卿七人殿上人八人供奉云々

應保元年云々

補山槐記云永曆二年四月十三日乙卯今日院有御移徙于法住寺又云應保元年八月二日今夜院法住寺西御所御渡

新日吉

補公古史根源云永曆元年十月十六日後白川院日吉御躰于東山之新宮ニウツニ申ハル是ヲ新日吉

ト云應保二年四月廿日始テ祭有

新熊野

補百練抄云應德二年三月四日熊野新宮遷宮日時定云々

先建春門院此所云々

補百練抄云承安三年十月五日上

皇并建春門院御移從新御堂御所

云々建春門院ハ安元二年崩ナリ

大忌子ノ婦ヲ以テ此柳

補長根歌ノ一句ナリ大掖ハ漢ノ

宮池ノ名未夫ハ漢ノ宮ノ名蕭何

ガ造ル所ナリ

南内西宮

補南園西宮ナリハ長根歌ニ西宮

南園多秋草云々

三月一日此日南宮の信細みまかりされて本宮ヨリテ此所ニ遷
一不記也遷す云々云々云々 作下云々

同廿日或秘記云午刻藏人左少弁行

隆為院御便來臨余依疾不出逢以季

長朝臣此旨行隆云依為大事以人不

可申只參御縁迎可申入云仍招簾前

長押下謁之行隆傳仰之東大奥福寺
廣庇

惡徒依謀反妄被追討了其後寺領
等僧徒保收公之由被下宜下了嚴
刑准宥之故也其趣忽雖不可變恒
例佛事亦得退轉無過急之禪侶御
悲歎此事就中東大寺大佛御身雖
全御首燒損遠近見聞之輩莫不驚
眼雖如形可造掩假佛殿之由寺僧
等欲結構之處寺領等沒官之間無
力於經營云々言彼言是聞召歎不次
因茲寺領并寺僧亦如本可被返付
哉若然者宜下之趣仰無始終又惡

徒等濫行向後不可絕仍暫不可及
此沙汰欵兩箇之間愚可量奉柳於
真福寺事者長者被定計申欵然而
為御存知所尋仰下也者余申云先
衆徒惡行累世績年遂依謀叛之聞
被追討之使敢非佛像正教之過夫
又非禪侶堂舍之推怠然者僧徒之
所領猶可依罪之輕重何況於佛寺
之領哉然而也被下沒官之綸旨不
歷幾旬月忽改易之條雖有輕忽之
難已被補山階寺別當權別當了其

上被返付寺領更有何禪哉重案事
情聞東鎮西之謀及事也大事也以
此之時祈請佛法可持被劫驗之處
都無此沙汰殆似致魔滅今被返付
寺領等者三論法相之侶必專丁寧
之祈禱四海八境之民定休辛苦之
煩費歛但餘惡僧亦乃無道所掠領
之公田人領等之外返付歛至于向
後盜行不可絕之余者召被西寺門
徒僧細已下殊可被越將來歛此上
左右且可有時議者行隆又云近日

猶內都僧等亦力謀及之由粗有其聞
此条如何余云猶於有此儀者又忽何
及寬宥之沙汰哉勿論之事歛但尋披
真偽事實者住可有沙汰歛者全問云
西寺營作事無其沙汰歛如何行隆云
先只可被付寺領古議定了之後定如
此之臣細歛如只今者未及其沙汰云
即歸叅了

同日寺之此日大仏殿事云云

補百練抄是歲六月廿六日造東大
寺定被下知織詔書

同日十月十日日原法の承乃目代を言成りて於下ける
原氏あてまかり其書きてせあ上り及せ好むて人城一向とせ
さ思ひしなりけれ年家屋うてつて城さむけしと大將
軍よけたる諸れを盛ん

養和元年閏二月十五日或秘記云今日

追付使藏人頭正四位下平重衡朝臣相

具廳御下文先日宗高持向之所祭向也

今日宿宇治末十九日可著員濃尾張之

境云々隨兵万三十餘騎云々雖為重喪中陰

之内依前幕下令不顧先父之訖慕歛重

衡堪武勇之器量之故殊應此撰云々愚按

重衡者其身而南都滅亡東大奥福寺法

相三論二宗者也四所明神七堂三寶定

本冥罰歛因茲兆在父表忘哭泣之乱赴

合戰之場果以可報彼逆罷者也造立之

禪門已罰下手之重衡豈免彼殃哉天然

之理得而可知努力云々

同三月十三日天晴傳聞云十日官兵未

欲墨候之間遊尾張賊徒未越來五千余

騎七而重衡舍人男金石丸高告行字宛之因

茲相防自已刻至甲刻以合戰賊黨未千

餘人被梟首其後三百余人溺川水亡滅

了大將軍亦多以伐取了猶官兵等渡
墨侯川襲殘賊亦云々是者夜飛脚到來
祢申云々十郎藏人行家本名義被誅入
河了定矢亡了欲然而不入泉首之中
云々余案之重衡無為無事歸浴者誠社
罰殆似有疑者歟始終定有様歟莫言云々
久云々

補貞書、物語水驛一作ル按ニ水澤ヲ
誤ルルナリ一ニ孫子曰絕水必速水客
絕水而來勿迎之於水内令半渡而擊之
利云々尉繚子曰背水陳為絕地云々

志ハクレルル事

越後の小石原城ヲ助越後ノ古ノみんせヲるヲ銘をノ
かクけるコトなるコト追討ノをめとク其塔ニ万餘ヲ結
信濃ノ由ヘ石川ヲ結ス

七月廿可考同十七日或秘記云傳聞秀平為責賴
朝軍共二万餘騎出白川関外園茲武
藏相模武勇之輩皆賴朝了仍賴朝歸
任安房国城了云々又越後城太郎即永
病死云々但此亦難取信如此浮説先々
皆以虚説也然而後日為存知真偽隨
聞及注之又七月一日或秘
記見下可异考

志はりれ片るゝ名

補真書物語ニ端涸ニ作ル喘ハアヘリ

ナリ是ハ歎嗽レ涸タレ聲ヲ云ナレニ

沈いニ死ヨリ

補東鑑云九月三日越後守資永四号城

任勅命駈催當国軍士等擬攻木曾冠

者義仲之處今朝頓滅是蒙天譴於盛

衰託ニ中風ニテ死スト云実事ナレ

一ニ

同日七月十日改元云々後和云々

七月十五日或秘記ニ云今日隆職示送

云去夜有改元云々

改元

養和

参仕公卿

左府左大將 帥大納言 堀川中納言 前源中納言

右兵衛督 右宰相中將 左宰相中將 新宰相中將

詔書 大内記 業実 草之

被下中務 権少捕 伊經

吉書 上卿 左府

官方 加賀国年料米解文 左少弁候之

蔵人方 内蔵寮申臨時公用料請奏 頭弁候之

年号未

大應

弘法

已上式了大補俊經御甚之

久承

養和

應曆

已上文章博士殿周勣之

筑後守貞能肥後守正行筑前肥後守由能貞隆北
出乃ん多しけし其勢三子餘隆治西へ及向後

此一截實否可考

養和元年三月廿七日或秘託云見聞書

知盛任叅議親信御給周防藏人近時經

子經房任肥後頗不便欽安房国謀及之者

掠領其外無他許略日未所期藏人巡年

之而被任肥後如何

補按二百練抄是歲四月肥後国

任人藤原高直可追討之由宣下

又東鑑壽永元年四月條下云貞

能為平家使者此間在鎮西而申

下官使相副教輩私使稱兵糧廻

国郡成行苑成水火之責庶民悉以為

之費仍肥後国任人菊池次郎高

直為去當時之難令歸仗之由申

之云々又元曆二年貞能鎌倉ニ歸

降之時前筑後守ト称又貞能肥

後守ニ任又凡ニ了ラ又只鎮西

ノ致者ヲ追討スルノ之若クハ筑
前肥後西国ヲ賜ハルト云トキハ
押領使ヲ授ケル者カ
入及松後殿下備前ノ事ト云セヨ

治承四年十二月十六日山槐訛云松

殿自備前令入洛給自陸地歸給云々翌

日所聞也令坐母儀三品家御門北

給了云々御門北

妙音院北太政大臣殿尾張少少入洛

帰洛之年月不詳尚可考

かきし

補賀王思拾苾抄大食調按ニ宋
代ノ樂曲ナリ

秋風乐

捕拾苾抄盤涉調按ニ唐ニ秋風

高ノ曲ナリ此ヲ云カ

よこし川原合戦の事

八月廿七日官の廳あり大仁王を以て

此事無所見

補故事談將門條下云公家被行

大仁王會云々仁王經ニ三譯アリ

晋ノ法護、譯姚秦鳩摩羅什ノ

譯梁、真諦、詳

九月一日の儀は退討の例とて伊勢大神宮の御子の子のよるひ
甲を兼らせし、勅使の御子と神祇の儀のたま大神宮乃定隆
之を兼りてを心の玉甲賀の御子、病付て向ひて言此の
伊勢の御子、御子といひ死ぬ

九月十六日 或秘記云大外記頼業未
語云去十一日 例幣次欲被奉致冒於
大神宮而依不調出 於神祇宮廳細被
日不能進同十四日 被奉進了但不被
載例幣宣命又在別宣命又殊儀不聞
只付神祇宮被送遣了 云々是天慶之例

被進件冒之由 神宮注進官文書中

無所見 云々 ○廿一日 記云傳聞被献

曹於大神宮之勅使神祇大副定隆
祭主親 於進中頓死 云々 未曾有事也
隆嫡子

神百練抄云九月十三日金銅鎧

被進太神宮依天慶例也 云々

補百練抄神祇少副定隆 一作儿

是、時、祭主ハ神祇大副大中

臣親忠十リ

補江家次第伊勢公卿勅使、條

下ニ野州河、渡リテ甲賀ノ騎

二宿之次ノ日 鈴鹿ニ宿スト云フ
今ノ水口ノ辺 十ニハキカ甲賀山
ノ和歌ノ名所ナリ

五孝人の法成て云々

補五大尊ノ法ヲ修スルナリ 百練
抄云十月廿七日 法印覺算於東坂
下頓死自去廿一日 為調伏東賊於
日吉社被行五壇法降三世阿闍梨
也

大行事此いふ不

補山王七社ニ彼岸所アリ 當時ハ御供所

ト兼用ス春秋ノ彼岸ニ佛會アリ

大元法

補公事根源云小栗栖常曉律
師承和五年ニ入唐ニテ花林
寺ノ元照トイフ人ニ逢テ此
大元師法ヲワタフト云々

同ノ記十二月廿四日高院号カクふセカシテ建礼門院ト云々

養和元年十二月廿五日或秘記
云此日中宮職院号定也左大臣
左太将巳下公郷十許輩叅陣云々
右太将遲叅且是幼年者候定座

無便宜之故只令叅新女院也女院
之儀依重表令無別旨攝政左大臣
已下叅入數刻不被仰院司之間非
院司々人々退出大將同退出早奉
号建礼門院

二月廿一日太白昂星也松方中

壽永元年二月廿三日或秘記云午
剋泰親朝臣來去比火星犯成星近
日又金星犯同星共常變也但火星
之變治承三年大亂之時變也云々又
云此間金星欲犯昂宿若如存犯之

者殊勝火事之變也仍兼所由也古

不快云々

補文献通考云按二太白入昂大臣

戮死天下兵起云々

天文云々

補文献通考云按二經籍考天文要

錄云書目云出廿二天文錄天文

要集等書云云カ

四月十五日前權少僧都顯真在社所て如法に法祀
經云下部將讀云々事及云々

百練抄云四月十五日前權少僧都顯

真勸進責賤上下自去月十五日三七
日一心精進轉讀如法經法皇合列人
教信昨日結願於天台三塔法華堂
書寫金泥如法一日經今日於日吉社
供養上皇昨日臨幸有舞樂希代之大
善也上下共隨喜之淚法皇御登山之
間京中謬說風聞洛中騷亂重衡御舉
軍兵參御迎仍俄還御

廿二也(一) (二) (三) (四) (五) (六) (七) (八) (九) (十) (十一) (十二) (十三) (十四) (十五) (十六) (十七) (十八) (十九) (二十) (二十一) (二十二) (二十三) (二十四) (二十五) (二十六) (二十七) (二十八) (二十九) (三十) (三十一) (三十二) (三十三) (三十四) (三十五) (三十六) (三十七) (三十八) (三十九) (四十) (四十一) (四十二) (四十三) (四十四) (四十五) (四十六) (四十七) (四十八) (四十九) (五十) (五十一) (五十二) (五十三) (五十四) (五十五) (五十六) (五十七) (五十八) (五十九) (六十) (六十一) (六十二) (六十三) (六十四) (六十五) (六十六) (六十七) (六十八) (六十九) (七十) (七十一) (七十二) (七十三) (七十四) (七十五) (七十六) (七十七) (七十八) (七十九) (八十) (八十一) (八十二) (八十三) (八十四) (八十五) (八十六) (八十七) (八十八) (八十九) (九十) (九十一) (九十二) (九十三) (九十四) (九十五) (九十六) (九十七) (九十八) (九十九) (一百)

補玉葉ヲ按ニ諸社一御祈願了ル
一キ事了リ幣使發遣ノ事見ヘス

きんたのき

補百練抄云養和二年五月廿七日
改元依飢饉兵革病事三合也

同(一) (二) (三) (四) (五) (六) (七) (八) (九) (十) (十一) (十二) (十三) (十四) (十五) (十六) (十七) (十八) (十九) (二十) (二十一) (二十二) (二十三) (二十四) (二十五) (二十六) (二十七) (二十八) (二十九) (三十) (三十一) (三十二) (三十三) (三十四) (三十五) (三十六) (三十七) (三十八) (三十九) (四十) (四十一) (四十二) (四十三) (四十四) (四十五) (四十六) (四十七) (四十八) (四十九) (五十) (五十一) (五十二) (五十三) (五十四) (五十五) (五十六) (五十七) (五十八) (五十九) (六十) (六十一) (六十二) (六十三) (六十四) (六十五) (六十六) (六十七) (六十八) (六十九) (七十) (七十一) (七十二) (七十三) (七十四) (七十五) (七十六) (七十七) (七十八) (七十九) (八十) (八十一) (八十二) (八十三) (八十四) (八十五) (八十六) (八十七) (八十八) (八十九) (九十) (九十一) (九十二) (九十三) (九十四) (九十五) (九十六) (九十七) (九十八) (九十九) (一百)

五月廿七日或秘記云此日改元也
左大将御公卿七八人許参入被用
壽永俊經御改元全不叶物事故

城のぼり(一) (二) (三) (四) (五) (六) (七) (八) (九) (十) (十一) (十二) (十三) (十四) (十五) (十六) (十七) (十八) (十九) (二十) (二十一) (二十二) (二十三) (二十四) (二十五) (二十六) (二十七) (二十八) (二十九) (三十) (三十一) (三十二) (三十三) (三十四) (三十五) (三十六) (三十七) (三十八) (三十九) (四十) (四十一) (四十二) (四十三) (四十四) (四十五) (四十六) (四十七) (四十八) (四十九) (五十) (五十一) (五十二) (五十三) (五十四) (五十五) (五十六) (五十七) (五十八) (五十九) (六十) (六十一) (六十二) (六十三) (六十四) (六十五) (六十六) (六十七) (六十八) (六十九) (七十) (七十一) (七十二) (七十三) (七十四) (七十五) (七十六) (七十七) (七十八) (七十九) (八十) (八十一) (八十二) (八十三) (八十四) (八十五) (八十六) (八十七) (八十八) (八十九) (九十) (九十一) (九十二) (九十三) (九十四) (九十五) (九十六) (九十七) (九十八) (九十九) (一百)

補或秘記ニ是戦ヲ養和元年七
月ノ事トス物語及東鑑壽永元
年ノ事トス秘記ヲ正トスベシ

東鑑等ハ傳聞ノ誤リナニ百
練抄平助職任越後守養和元年八
月十五日ノ事トス

九月廿日以後の北北何人城北何市也其有未嘗遊討の事也
越後出羽各河以郡の法其の事を川平してつる其
勢曰可解孫行德の事一復曰何月一其九月廿日南玉横田川系
二陳云々

此一截為壽永元年之事者非也既
見養和元年或秘託養和元年七月
一日或秘託云兼光相語云越後国
勇士城太郎助永弟助職欲追討信
国人号白川御館云

濃国依故禪門前幕下御命也六月十三四兩日雖
入国中散無相防之者多請降之輩於
僅引籠城未皆可無煩干攻落仍各成
衆勝之思猶欲襲攻散在之城未之間
信力源氏未分三手黨一手甲斐国武
田之黨一手俄作時攻襲之間疲嶮岨之旅
軍未不及射一矢散々敗乱了大將軍
助職兩三所被瘋脱甲冑弓箭僅相
率三百余人元勢万逃脱本国了殘九
千餘人或被伐所落自嶮岨終命或交
山林暗跡凡無再可戰之力云々然聞本

国在廳官人已下為逆宿意欲凌礮
助元之間欲引籠藍津之城之處秀
平遣島後欲押領仍逃去佐渡国了
其時所相伴總四五十人云是事前
治丁御光隆卿知行越後今日孫造
説於院所相語也云々後聞逃脱佐渡
国謬説也引籠本城云々

同記十六前右大臣宗盛の御大納言日長云々
壽永元年九月四日或秘記云此日
臨時有除者前大納言兼右大將平

十月三日或秘記云以權大納言平
宗盛卿任内大臣○同十三日記云
此日内大臣拜賀畧内大臣扈從公
卿十二人殿上人十五人云々三位中
將賴實扈從可彈指云々

正月中のりてさきんの行幸あり
補平親宗大納言時忠ノ弟

正月中のりてさきんの行幸あり

正月五日當作二月廿一日

補玉葉ヲ考ニ正月廿七日朝覲

行達ニ作

二月廿下家盛公後一位左大臣を以て其日の内大臣を以て表

世々

二月當作正月 且宗盛上長二月廿

七日也此書言 即日 辞内大臣者亦

誤矣

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

